魚津市告示第178号

魚津市中東情勢特別対策枠融資保証料助成金交付要綱を次のように定める。

令和８年９月10日

魚津市長　　村椿　晃

魚津市中東情勢特別対策枠融資保証料助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成２年魚津市規則第６号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県経済変動対策緊急融資（中東情勢特別対策枠）を利用した市内中小企業者に対し、当該融資に係る信用保証料を助成する、魚津市中東情勢特別対策枠融資保証料助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　中小企業者　資本金の額若しくは出資の総額が３億円（小売業（飲食店を含む。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については１億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主をいう。

（２）　対象融資　富山県が実施する富山県経済変動対策緊急融資（中東情勢特別対策枠）をいう。

（３）　信用保証料　富山県信用保証協会の保証料をいう。

（助成金の交付）

第３条　市長は、中東情勢等の緊迫化に伴う経済変動の影響を受ける市内の中小企業者の経営の安定及び資金繰りの円滑化を図るため、市内中小企業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

２　助成金の額は、対象融資に係る支払った保証料の100パーセント以内とする。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、通常の信用保証料率に上乗せした保証料率相当額分を除く。

（助成対象者）
第４条　助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
（１）　対象融資を受けた中小企業者であること。
（２）　市内に住所を有する個人事業主又は事業所を置く法人であること。
（３）　規則附則第２項に規定する市税等を滞納していないこと。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事業を行う者に対しては、助成金を交付しない。
（１）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業
（２）　宗教活動又は政治活動を目的とする事業
（助成金の申請）
第５条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保証料の払込みが終了した後、保証料助成交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（１）　保証料支払証明書
（２）　「信用保証決定のお知らせ」の写し
（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（助成金の交付決定及び額の確定）
第６条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付決定及び額の確定をし、魚津市中東情勢特別対策枠融資保証料助成金の交付決定及び額の確定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。
２　市長は、前項に規定する通知の後、申請者から提出される請求書（様式第３号）に基づき、助成金を交付するものとする。
３　第４条第１項第３号に定める要件の審査については、魚津市補助金等交付における市税等完納要件取扱要綱（平成31年魚津市告示第27号）第５条第１項第２号に規定する方法により行うものとする。
（助成金の返還等）
第７条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）　助成金の申請について不正行為があったとき。
（２）　最終返済日前に完済されたとき、又は保証条件の変更により信用保証料の返戻があったとき。
（３）　前２号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。
２　市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めて、助成金の全

部又は一部の返還を求めるものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行し、令和８年７月１日から適用する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和９年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第６条の規定による交付を受けている者に係る第７条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

魚津市長　　宛

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

保　証　料　助　成　交　付　申　請　書

魚津市中東情勢特別対策枠融資保証料助成金の交付を受けたいので、魚津市中東情勢特別対策枠融資保証料助成金交付要綱第５条の規定により次のとおり申請します。

１　申請額　　円

２　添付書類

（１）　保証料支払証明書
（２）　「信用保証決定のお知らせ」の写し
（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

魚津市指令　第　号

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

魚津市中東情勢特別対策枠融資保証料助成金の交付決定及び額の確定通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった魚津市中東情勢特別対策枠融資保証料助成金について、次のとおり決定したので、魚津市中東情勢特別対策枠融資保証料助成金交付要綱第６条第１項の規定により通知します。

年　月　日

魚津市長

交付決定額及び確定額　　円

様式第３号（第６条関係）

請　　求　　書

金　　円

但し、魚津市中東情勢特別対策枠融資保証料助成金として上記のとおり請求します。

年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名　　㊞

下記口座に振込願います。

銀　行　名	銀行 信用金庫 信用組合　　本店 農協　　支店
口座種別	当座・普通（いずれかに○）
口座番号	
（ﾌﾘｶﾞﾅ） 口座名義	

魚津市長　　宛